

文化財保護審議会 会議録

- 1 開催日時
平成 21 年 2 月 19 日 (木)
開会 午後 1 時 30 分
閉会 午後 4 時 00 分
- 2 開催場所
尾張旭市中央公民館 第 2 研修室
(視察) どうだん亭、復元古民家
- 3 出席委員
荻須勝博、澤柳倫太郎、林 宏 3 名
- 4 欠席委員
白鳥真紀 1 名
- 5 傍聴者数
0 名
- 6 出席した事務局職員
教育長 和田浩志、教育部長 寺尾高志、文化スポーツ課長 杉森延明、文化スポーツ課長補佐兼文化振興係長 松原式信、文化振興係主査 坂田みどり、市誌専門員 柴田鐘三
- 7 議題等
(1) 平成 20 年度文化財保護関連事業について
(2) 国登録有形文化財「どうだん亭 (旧浅井家住宅離れ)」等視察
- 8 会議の要旨

松原課長補佐	本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ご案内の時間になり 3 名の委員のご出席をいただいておりますので、ただいまより尾張旭市文化財保護審議会を始めさせていただきます。なお、本日の会議は、会議公開制度に基づき公開とさせていただきますのでご了承ください。また、議事要旨についても公開してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、荻須会長よろしく申し上げます。
荻須会長	(あいさつ) 本日は白鳥委員が所用のため欠席されておりますので、

	<p>ご報告いたします。 それでは、和田教育長より挨拶をいただきます。</p>
和田教育長	(あいさつ)
荻須会長	<p>ありがとうございました。 それでは、議事に入ります。議題1の「平成20年度文化財保護関連事業について」をお願いします。</p>
坂田主査	<p>平成20年度文化財保護関連事業について概要を説明させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>1 郷土の歴史講座開催事業は、どうだん亭が国の登録有形文化財になりましたので、登録申請でお世話になりました名古屋市立大学大学院 溝口准教授にお願いして「どうだん亭から味わう日本の住まいと文化」をテーマに講座を実施しました。</p> <p>2 無形民俗文化財保護育成事業では、県・市指定の無形民俗文化財4件の保護事業を行っています。特に本年度は、市棒の手保存会の主催で「尾張旭市の棒の手 愛知県無形民俗文化財指定50周年記念事業」を実施しています。</p> <p>3 民具考古資料等収集公開事業では、スカイワードあさひ歴史民俗フロアでの常設展に加え、考古企画展、民具企画展、どうだん亭ひな人形展を行い、学習等に利用するための収蔵品等の貸出しも行なっております。埋蔵文化財調査では、霞ヶ丘町地内で卓ヶ洞6号窯の確認調査を実施しましたが、今回調査を行った場所では所在は確認されませんでした。</p> <p>4 史跡等保存公開事業です。現在市内には市指定文化財が13件、県指定が1件、国登録が2件ございます。このうち国登録文化財のどうだん亭が今年度の5月7日に新たに登録された文化財です。市内の史跡や文化財を市民に紹介する史跡めぐりは春・秋2コースずつ、ふるさとガイドボランティアに依頼して行っております。このボランティアグループ「ふるさとガイド旭」には、補助金を交付しておりますが、市補助金審査委員会からの提言を受けまして、来年度(平成21年度)から、補助金ではなく講師謝礼としてお支払いすることになっております。また、現在ガイドのみなさんが市役</p>

	<p>所ロビーで文化財カルタの展示を行っておりますので、後ほど視察の前にご見学いただきたいと思います。史跡の整備では、史跡案内板の設置、印場大塚古墳公園等の除草清掃、防火設備の点検等を行っています。</p> <p>5 その他といたしまして、文化庁の委嘱事業 伝統文化こども教室に、3団体が申請を行い採択されています。</p>
荻須会長	<p>ただいまの事務局から20年度事業について一括でご報告いただきましたが、ご意見、ご質問などあればお願いいたします。</p>
林委員	<p>3点ばかり質問します。1点目は、埋蔵文化財調査で卓ヶ洞の6号窯が確認できなかったということですが、その後どう処理されたのですか。遺跡地図上で抹消されているのでしょうか。</p>
坂田主査	<p>卓ヶ洞6号窯については、遺跡地図上にポイントは入っているのですが、どこにあるかというのがはっきりしていないものなので、今回宅地造成に伴って確認調査を行いました。今回の調査地では確認できませんでしたが、無いという確証には至っておりませんので、抹消されてはおりません。</p>
林委員	<p>2つ目ですが、ふるさとガイドボランティアの活動補助のやり方が変わるということですが、補助金の場合は収支決算等を報告しなければいけないのですが、講師の謝礼の場合、報告はかなり簡単になるという事ですか？</p>
坂田主査	<p>報告は必要なくなります。現在、ふるさとガイド旭さんとは協力して史跡めぐり等を実施しているのですが、この良好な体制はこのまま維持していきたいと考えております。</p>
松原課長補佐	<p>今までは補助団体という取扱いだったのですが、補助団体ではなくなってしまうようです。しかし、今申上げましたように、文化スポーツ課として育成をしていかなければならない団体ということで、協力関係は変わりませんので、ご</p>

	理解を頂きたいと思います。
林委員	<p>もう1点は、史跡案内板のことです。区画整理等が進んで市内の古い道を辿ろうとすると、残っている部分もありますが、消えてしまった道もあります。殿様街道なんかで言いますと、瀬戸街道と殿様街道とが交差する斜めに入っていくところですね、そこが今全く消えてしまっていて、今後どこから殿様街道がはじまったかという接続点も、はっきりしなくなってくると思うんです。そういうところに、地面の歩道のところに陶器の焼きつけ板などを埋め込んで、ここから殿様街道が入っていたんですという表示をしてはどうでしょうか。埋め込み式なら、通行の邪魔にもならないと思うのですが。</p>
坂田主査	ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。
荻須会長	<p>他にご意見はありませんでしょうか。</p> <p>では、最後に私から少し。今年の郷土の歴史講座「どうだん亭から味わう日本の住まいと文化」4回とも参加させていただきました。先生も熱心な方で大変興味深い講座でした。どうだん亭を大切にしていかなければならないと再認識できました。ただ、受講者数が少なく残念に思えました。</p>
坂田主査	<p>ありがとうございます。今回の講座は、参加者アンケートでもとても好評でした。この郷土の歴史講座については、毎年尾張旭市に関係のある歴史や文化財を取り上げて企画しております。ただ、円空仏などメジャーなテーマなときは人数も多いのですが、そうでないときは受講者が少ないということになっています。しかし、人数がそれほど集まらなくても、尾張旭市の歴史を知っていただく講座ということで、続けていきたいと考えております。</p>
荻須会長	<p>良い講座です。今後も続けていただきたいと思います。それでは、議題2 どうだん亭等の視察についてお願いします。</p>

坂田主査

まず、登録文化財制度の概要についてご説明しましてその後、車で視察に出かけます。

登録文化財制度は、従来の文化財指定制度（国の指定）を補完する新しい保護手法として、平成8年10月の文化財保護法改正により導入された文化財保護制度です。特に優れた建造物を厳選して国宝・重要文化財に指定する制度とは異なり、外観を残せば内部の改修が自由に行えるなど、文化財建造物を活用しながら保存するという、欧米型の保護制度です。近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られました。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。登録の対象となるものは、建築後50年を経過した建造物で、かつ次のいずれかの基準に該当するものです。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

どうだん亭は、このうち2の造形の規範となっているものとして、登録されています。

松原課長補佐

それでは、お車の方へ移動をお願いします。良い機会ですので、ふるさとガイド旭の文化財カルタを見ていただいて、次にどうだん亭に行き、最後に復元古民家を見ていただきます。ここに戻ってから、ご相談上げたいことが御座いますので、宜しくをお願いします。

(視察)

- ・ ふるさとガイド旭 文化財カルタ展示（市役所ロビー）
- ・ 国登録有形文化財 どうだん亭
- ・ 復元古民家（城山公園内）

坂田主査

文化財の視察、お疲れ様でした。ご視察いただきまし

	<p>た文化財について、ご相談がございます。最後に視察していただきました復元古民家は、かつて市内に多数残っていた「四つ建て」という構造の民家ですが、建て替えや区画整理事業が進み、このような民家は市内でもほとんど見られなくなっております。どうだん亭の登録文化財申請等でお世話になった名古屋市立大学大学院の溝口先生からは、復元古民家は市指定文化財もしくは登録有形文化財としてもよい、価値があるものだという評価をいただきました。現在も小学校等の学習などに活用されておりますが、できれば文化財として指定あるいは登録して、市民に広く周知していきたいと考えております。ただ、市指定文化財として保護していくのか、国の登録文化財としていくべきなのか、みなさんのご意見をお伺いできればと思います。</p>
林委員	<p>市指定文化財と登録文化財での違いは、なんですか。</p>
坂田主査	<p>市指定文化財ということになりますと、補修などの際に市の補助金を受けることができます。国登録の場合は、設計管理費の一部に国の補助と、税制優遇が受けられます。しかし、復元古民家は既に市所有のもので、補修も市の費用で行いますし、税制も関係ありません。ただ、視察前にもご説明したとおり、指定制度が重要物件を厳選した許可制の制度であるのに対して、登録制度は活用しながら保存する届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護制度であるということになります。全国の登録文化財のなかには、外観を残したまま内部を改装して喫茶店などの営業を行うなどの活用例がありますが、復元古民家は今のまま尾張旭の標準的な農家を文化財として残し、活用する考えでおります。</p>
荻須会長	<p>市としては、市指定・国登録のどちらがふさわしいと考えているのですか。</p>
松原課長補佐	<p>制度的には、指定のほうが厳密な保護を行う制度で、</p>

	<p>登録は活用しながら保存というスタンスです。復元古民家は市所有の建造物ですので、どちらにしても保護の姿勢は変わりません。迷っているので、ご意見を伺いたいと。</p>
杉森課長	<p>ただ、市民に市指定と国登録を提示した場合、「国」とつくレベルが高いかなとみられるところもあると思います。</p>
林委員	<p>復元古民家は、改装して喫茶店になるとか子どもの遊び場になるとかよりも、尾張旭の昔の農家の生活を勉強できる施設としてきちんと残してほしいと思います。理想としては、農作業ができるニワや井戸などもあったらよかったと思いますが、現在の建物だけでも展示品などを工夫して、より生活の匂いを感じさせる家を復元してください。</p> <p>例えば、市の指定文化財からスタートして、途中で国登録にするということはできるのでしょうか。</p>
坂田主査	<p>いえ、市の指定文化財を国登録にするということではできません。ただ、登録文化財が市指定や県・国指定になるというのはいくらでもあります。結局、文化財として登録されている沢山のリストの中から、これはとてもいいものだからとチョイスする形で、指定になるものですから。</p>
松原課長補佐	<p>登録というのは、文化財になる素質のあるものを残しておこうという手段で、時間が経って価値がはっきりしたら、それを指定していこうよという格好になりますので、今壊されないように保全していこうというのが登録になります。</p>
林委員	<p>まず、国の登録にしておいて、次に市の指定ということがあるわけですね。それならば登録の方でいいと思います。</p>
荻須会長	<p>私は、市の指定するには、クドの位置など昔の農家の様子をもっと厳密に再現する必要があると思うので、現在のまま手続きを進めるのならば、国登録の方がふさわしい</p>

	<p>と思います。</p>
<p>杉森課長</p>	<p>まずは登録ということで如何でしょうか。今後、時代が変われば、市になるのか県指定になるのか。格上といえますか、指定にすればいい事ですから。</p>
<p>委員全員</p>	<p>異議なし</p>
<p>荻須会長</p>	<p>それでは、ほかに何かありますか。</p>
<p>松原課長補佐</p>	<p>新聞報道で平成21年度予算の報道がされていたのですが、その中に文化振興基金というものがあります。文化財などを保護・保全していく為に市で基金をつくり、市民や企業からも寄附を募っていこうという事業ですのでご理解ください。</p>
<p>荻須会長</p>	<p>他には何かありますか。それでは、最後に教育部長からお願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(お礼のあいさつ) これを持ちまして、尾張旭市文化財審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>